

平成28年12月2日

第192回臨時国会 参議院本会議

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の  
一部を改正する法律案」について

民進党・新緑風会 川合孝典

民進党・新緑風会の川合孝典です。私は会派を代表し、ただ今議題となりました法律案について安倍総理および塩崎厚生労働大臣に質問致します。

老後の生活を保障する安定した公的年金制度の構築は全ての国民の願いです。

年金制度に対する不安が高まる中、納めた保険料に見合う給付を将来受け取れるかどうかは、国民にとって最大の関心事です。従って将来世代のために公的年金制度の持続可能性を高める措置を講じようとする事自体には、まったく異論はありません。

「消えた年金」「消された年金」問題が、発生して以降、公的年金制度への国民の信頼は地に落ちています。「保険料を納めても将来年金を受け取れないかもしれない。」という不信感から国民年金保険料の納付率も第1号被保険者では僅か60%前後となっています。

これまで政府は、様々な財政・金融政策を実施し、更には年金積立金を大量に株式市場に投入してまで景気対策を講じてきましたが、一部の富裕層や企業を除き、残念ながら多くの国民に景気回復の実感はありません。

実は、私は経済政策面で政府は頑張っておられると思っています。しかし様々な景気対策を行ってきたにも関わらず、本格的な景気回復に至っていないのはいったい何故なのか？

その理由は、国民の「将来不安」にあると、私は考えています。

現在の日本は、将来への不安を抱えて働く非正規労働者が増大する中、年金・医療・介護などの国民生活を守る社会保障制度も急速な高齢化の影響で大きく揺らいでいます。

一般的に景気対策というと輸出産業に目が行きがちですが、日本経済のおよそ6割は内需に支えられています。その内需の最大の担い手である国民が、将来不安を抱えた状態で、消費が活発化する訳がありません。

将来不安を感じるがゆえに多少給料・ボーナスが増えても将来に備えて貯蓄に回してしまっているのが今の状況なのではないでしょうか？

景気回復のためには、経済・財政政策と同時に、安定した社会保障制度を構築して国民の将来不安を取り除くことが必要であり、むしろ「景気回復の早道」である、と私は考えます。

従って、この法案に国民の将来不安を少しでも和らげる政策効果があるのかどうか、という観点から質問させていただきます。

まず、この法案で気付いたことは、「年金財源の持続性を高めること」にのみ目を奪われていて、公的年金制度の最大の役割である「最低保障機能」の検証が全く抜け落ちているという点です。私は、厳しい年金財政の下、現在の年金額をカットすることで将来世代の年金額の減少幅を少しでも少なくしようとする政府の考え方を云々するつもりはありません。

しかし年金生活者が、最低限の生活を営む上で必要とする年金額の検証を行わないまま、目先の財源論だけで年金のカットを行えば、将来、さらなる財政支出を迫られる危険性があることを忘れてはなりません。

今回の年金額のカットで元々、ギリギリの生活をしておられる低年金者の生活がたちまち行き詰まってしまうことは容易に想定できます。こうした方々は、生活保護に頼らざるを得なくなりますが、その結果、医療扶助や住宅扶助などにより国の財政負担はより大きくなってしまいます。

私は、この法案がこのままでは「将来年金確保法」ではなく「生活保護増加促進法」になってしまうのではないか、ということを懸念しているのです。

ちなみに本年4月時点での高齢単身無職世帯の基礎的消費支出は月額71913円、その一方、基礎年金月額は65008円となっていて、既にこれだけで月額約7000円の不足となっています。

一般的に高齢者は現役世代よりも貯蓄が多く豊かだと思われがちですが、日本の高齢者貧困率は、先進国中でもトップクラスの「格差構造」となっています。そして最大の問題は、現在こうした貧困高齢者が急速に生活保護に流れている、という点であります。

1990年代初頭に1.3兆円であった生活保護費総額は、2014年には3.8兆円と約3倍に増加しており、今も急速に増加し続けています。

最後のセーフティネットである生活保護を受給する高齢者が増加しているということは、公的年金制度が本来持つべき「最低保障機能」を既に果たせなくなっている、ということを政府は認識する必要があります。

今回の法改正で、ある程度年金財源の持続性を高めることが出来ても、生活保護受給者を増加させたのでは、かえって国家財政を悪化させることとなり何の意味もありません。

低年金高齢者がこれ以上、生活保護に陥らないように公的年金制度を充実・整備することこそが、財政健全化の議論を進める上でも極めて重要だと考えますが、この点について安倍総理のご認識を伺います。

次に法改正後の年金額について安倍総理に伺います。

安倍総理は、これまでの審議の中で、法改正後の年金額について、「現在の年金受給者の年金額をカットすることで、将来受け取る年金額が増える」という趣旨の説明を行っておられましたが、この発言を聞いて私は耳を疑いました。

今回の法改正によって年金額のカットが始まれば、その分、将来受け取る年金支給額も減るのは当然のことです。マクロ経済スライドが発動することによって将来世代の年金額が、約30%減少することも既に衆議院の審議で明らかになっています。

つまり今回の措置は、将来世代の年金額の減少幅をわずかに抑える効果しかありません。

今回の法改正によって、「将来世代の受け取る年金が増える」といった誤解を与える説明をなさるのは、誠実な説明とは言えません。堂々と「高齢世代と現役世代で痛みを分かち合おう」と国民に訴えるべきだと考えますが、この点について安倍総理の認識を伺います。

さて今回の年金額改定ルールの見直しでは、将来世代の年金水準を確保するため、として従来のマクロ経済スライドとは別に賃金・物価の上昇の範囲内で年金額の調整を行う新ルールが導入されます。これに併せて、賃金変動が物価変動を下回る場合でも賃金変動に合わせて年金額を改定することとされています。従って今回の新ルール導入によって、今後物価より賃金が下落する状況になった年は、賃金下落率のところまでマイナス改定されることとなります。

賃金と物価が同時に上昇するのが一番望ましい訳ですが、実際には賃金が下落していても物価が上昇する、または物価が賃金ほど下落しない、といった局面は必ず生じます。

そこで衆議院においてわが党の同僚議員が、「仮に賃金が下落した場合、いったい将来の年金額はどうなるのか？」と質問したところ、塩崎厚生労働大臣は、「物価、賃金がともにプラスになる経済を作っていくことを想定している。」として、たび重なる野党からの資料要求に対して、いっさい具体的な将来の年金額の試算を出しておられません。

私はこの議事録を読んだだけでは、どういうことなのかを理解できず、調べてみたところ驚きの事実が判明しました。

実は、法案提出にあたって厚生労働省が出した数パターンの将来の年金額の影響試算は、なんと今後100年間賃金が上がり続け、一度も下がらないことを前提としていたのです。

つまり大臣の答弁は、100年間一度も賃金は下がらないのだから賃金が下がった場合の影響試算は出す必要はない、という意味の答弁だったのです。私は唖然としました。

直近の10年間だけで6年も賃金は下落しているのです。一体どういう根拠で100年間賃金が上昇し続けることを前提と出来るのでしょうか。

塩崎大臣には、なぜこのような不思議な影響試算を行っているのか、我々に理解できるよう説明をお願いします。

この際、はっきり申し上げますが、国民・被保険者にとって最大の関心事は、今回の法改正後、「自分はいったいいくら年金を貰えるのか」なのです。

あり得ない、夢のような将来予測に基づく政府試算だけで国会審議を押し切った結果、将来予想外の低い年金を受け取ることになる国民は、たまったものではないのです。

今後100年間いっさい賃金は下がらない、などという荒唐無稽な将来試算だけでは、とても参議院厚生労働委員会での審議が行えません。

塩崎大臣には、これから審議を進める上で必要となる日本経済の賃金・物価動向の実態に即した試算データの開示を要求致します。まともな資料を出して頂けるのか、出して頂けないのか、明確にご答弁をお願いします。

次に「年金生活者支援給付金」について安倍総理にご質問します。

元々、年金生活者支援給付金は2012年、社会保障と税の一体改革関連法案として成立した「年金生活者支援給付金法」に基づく措置であり、消費税引き上げ時の実施を予定していました。月額5000円という給付額は当時の単身高齢者の基礎的消費支出と老齢基礎年金の満額支給額との差額であったと記憶しています。

しかし安倍総理は衆議院で、あたかもこの年金生活者支援給付金が、新たに導入される「賃金・物価スライド」によって引き下げられる年金額の代償措置であるかのような答弁を行っておられます。いつのまに立法の趣旨がすり替わって賃金・物価スライドの代償措置となったのか、安倍総理にお尋ねします。

なお年金生活者支援給付金法は、消費税率の引き上げに伴う低年金生活者に配慮して2015年10月1日、つまり消費税引き上げと同時に施行されることとなっていました。消費税引き上げが見送られたことから現時点で施行の目途は立っていません。

今回の法改正で年金受給者の給付水準は、確実に低下することになります。安倍総理が年金生活者支援給付金を年金生活者の支援策と位置付けておられるのであれば、また先延ばしにされるかもしれない消費税の引き上げを待たず、今回の法改正に併せて支給を始めるべきと考えますが、この点についても安倍総理のご認識をお伺いします。

次に年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用状況について質問します。

2014年10月にGPIFの運用方針が見直され、株式への投資比率はそれまでの倍の50%に一気に引き上げられました。以降、多額の年金資金が株式市場に流入したことで日経平均株価は一気に上昇し、2014年度は大幅な運用収益を上げたことは皆さまもご承知のとおりです。

しかしその後株価は下落、翌2015年度は5兆3098億円のマイナス、2016年に至っては4～6月期だけで5兆2342億円のマイナスと、1年3か月で10兆5440

億円のマイナスとなっています。なおGPIFの運用比率見直しを行って以降、本年6月までの7四半期分の運用収益は、1兆962億円のマイナスです。

そもそもGPIFの運用実績は2008年度以降、順調に伸びており、運用比率の見直しを行う前年の2013年度の時点で運用収益は、既に35.4兆円に達していました。その伸びが止まってしまったのです。

私が申し上げたいのは、ヨーロッパの先進国はもちろん、あの投資大国であるアメリカさえ、年金積立金を、このようなハイ・リスク運用していないという点なのです。

年金積立金の拠出者である国民に、十分な説明責任を果たさないまま、大切な老後資金をマネー・ゲームに投入している今の状況に多くの国民は不安と不信を募らせています。

この、他国に例のない年金積立金のハイ・リスク運用を行っていることについて、安倍総理のご認識を伺います。併せて2014年の投資比率見直し後の運用実績についての評価もお聞かせ下さい。

最後に申し上げます。

安定した公的年金制度の確立はすべての国民の願いであり、国民の将来に資する法改正であるならば、私は協力したいと考えていました。

しかしここまでの審議を見る限り、国民の将来のための法律ではなく、財政健全化だけを目指した法案であることが明らかになってきました。

超高齢化社会に突入した日本の公的年金制度にいま求められているのは、逆進性の高い定額保険料の在り方や第1号被保険者の保険料納付方法の見直し、更には年金財源の在り方など抜本な改革の議論だと考えます。

目先の財源にのみ囚われて、公的年金制度のセーフティネット機能を低下させ、生活保護世帯の増加に拍車をかけかねない内容では、とても国民の将来不安は払しょく出来ません。

本法案は、いったん取り下げて、現実に即した将来推計に基づき再検討すべきであることを指摘し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

以 上